

令和5年度市民税・県民税 税額決定・納税通知書のご案内

① 市民税・県民税について

令和5年度の市民税・県民税は、令和5年1月1日にお住まいの自治体で、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。

② 納付方法について

・納付書が同封されていない方

口座振替の登録をされている場合は、納税通知書1ページに記載の口座から各納期限日に自動振替されます。

・納付書が同封されている方

各納期限までに、納付書により金融機関等で納めてください。納期限から20日を過ぎると督促手数料がかかります。また、延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。

③ 納期限について

納期限は下記のとおりです。

1期	2期	3期	4期
6月30日	8月31日	10月31日	1月31日

④ 還付について

過誤納がある方は後日還付通知を送付します。口座登録がある場合は、通知書記載の口座に還付いたします。ただし、市税等に未納がある場合は原則充当を行います。

【問合せ・連絡先】

課税について 0778 - 22 - 3014

納税について 0778 - 22 - 3015